

俱知安準都市計画 特定用途制限地域

	建築してはならない建築物
観 光 Ⅰ 地 区	1 次に掲げるものを除く原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの (1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が100㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が1.5kw以下のもの (2) 美術品又は工芸品を制作するための工場で、作業場の床面積の合計が100㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が1.5kw以下のもの 2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので、令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物 3 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 4 ボーリング場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 畜舎
観 光 Ⅱ 地 区	1 次に掲げるものを除く原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの (1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が100㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が1.5kw以下のもの (2) 美術品又は工芸品を制作するための工場で、作業場の床面積の合計が100㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が1.5kw以下のもの 2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので、令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物 3 カラオケボックスその他これに類するもの（宿泊施設に附属する施設を除く。） 4 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 5 ボーリング場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 倉庫業を営む倉庫 9 畜舎 10 劇場、映画館、演芸場又は観覧場（宿泊施設に附属する施設を除く。）
観 光 Ⅲ 地 区	1 次に掲げるものを除く原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの (1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が100㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が1.5kw以下のもの (2) 美術品又は工芸品を制作するための工場で、作業場の床面積の合計が100㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が1.5kw以下のもの 2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので、令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物 3 ホテル又は旅館 4 カラオケボックスその他これに類するもの（宿泊施設に附属する施設を除く。） 5 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 6 ボーリング場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 9 倉庫業を営む倉庫 10 畜舎 11 劇場、映画館、演芸場又は観覧場（宿泊施設に附属する施設を除く。）
観 光 居 住 地 区	1 次に掲げるものを除く工場 (1) 令第130条の6に規定するもの (2) 美術品又は工芸品を制作するための工場で、作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が0.75kw以下のもの 2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので、令第130条の9の表中準住居地域欄に掲げる量を超える建築物 3 次に掲げるものを除く店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (1) 令第130条の5の2に規定されており、かつ、床面積の合計が150㎡以下のもの (2) 自家用販売のための美術品又は工芸品を制作するアトリエ又は工房で、作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が0.75kw以下のもの 4 ホテル又は旅館 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 7 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 8 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 9 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 10 倉庫業を営む倉庫 11 畜舎 12 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
市 街 地 隣 接 地 区	1 次に掲げるものを除く原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの (1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの (2) 美術品又は工芸品を制作するための工場で、作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの (3) 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので、令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物（法別表第2（ち）項第2号及び第3号を除く。） 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 4 ホテル又は旅館 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は 場外勝舟投票券発売所 7 ボーリング場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 8 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 9 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 10 倉庫業を営む倉庫 11 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

俱知安準都市計画 特定用途制限地域

	建築してはならない建築物
農地 森林 保全 Ⅱ 地区	1 次に掲げるものを除く原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの (1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの (2) 美術品又は工芸品を制作するための工場で、作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの (3) 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので、令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物(法別表第2(ち)項第2号又は第3号を除く。) 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの 4 ホテル又は旅館 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 7 ボーリング場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 8 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 9 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 10 倉庫業を営む倉庫 11 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
誘導 道 商 工 地区	1 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので、令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物 2 ホテル又は旅館 3 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 5 畜舎
沿道 集 積 地区	1 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので、令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超える建築物 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 3 ホテル又は旅館 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
環境 型 産 業 地区	1 次に掲げるものを除く店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (1) 令第130条の5の2に規定されており、かつ、床面積の合計が150㎡以下のもの (2) 自家用販売のための美術品又は工芸品を制作するアトリエ又は工房で、作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ原動機を使用する場合はその出力の合計が0.75kw以下のもの 2 ホテル又は旅館 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 5 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 倉庫業を営む倉庫 9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
住宅 地 集 積 地区	1 次に掲げるものを除く工場 (1) 令第130条の6に規定するもの (2) 美術品又は工芸品を制作するための工場で、作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が0.75kw以下のもの 2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので、令第130条の9の表中準住居地域欄に掲げる量を超える建築物 3 次の各号を除く店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (1) 令第130条の5の2に規定されており、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以下のもの (2) 自家用販売のための美術品又は工芸品を制作するアトリエ又は工房で、作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が0.75kw以下のもの 4 ホテル又は旅館 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 7 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 8 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 9 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 10 倉庫業を営む倉庫 11 畜舎 12 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
農地 森林 保全 Ⅰ 地区	1 次に掲げるものを除く原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの (1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が100㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が1.5kw以下のもの (2) 美術品又は工芸品を制作するための工場で、作業場の床面積の合計が100㎡以下のもの (3) 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので、令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物(法別表第2(ち)項第2号及び第3号を除く。) 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの 4 ホテル又は旅館 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 7 ボーリング場、スケート場、水泳場又はスキー場 8 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 9 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 10 倉庫業を営む倉庫 11 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

俱知安準都市計画 特定用途制限地域

	建築してはならない建築物
自然保全地区	1 次に掲げるものを除く工場 (1) 令第130条の6に規定するもの (2) 美術品又は工芸品を制作するための工場で、作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が0.75kw以下のもの (3) 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもの（法別表第2（ち）項第2号及び第3号を除く。） 3 次に掲げるものを除く店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (1) 令第130条の5の2に規定されており、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以下のもの (2) 自家用販売のための美術品又は工芸品を制作するアトリエ又は工房で、作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が0.75kw以下のもの 4 ホテル又は旅館 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 7 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチング練習場 8 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 9 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 10 倉庫業を営む倉庫 11 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

	築造してはならない工作物
観光Ⅰ地区	鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用する用途に供する工作物 レディミクスコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kwを超える原動機を使用する用途に供する工作物 アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りがすを原料とする製造に供する工作物
	観光Ⅱ地区 観光Ⅲ地区 観光居住地区 市街地隣接地区 沿道商工誘導地区 住宅地集積地区 農地森林保全Ⅰ地区 自然保全地区 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用する用途に供する工作物 レディミクスコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kwを超える原動機を使用する用途に供する工作物 アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りがすを原料とする製造に供する工作物 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
	農地森林保全Ⅱ地区 アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りがすを原料とする製造に供する工作物 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
沿道集積地区 環境型産業地区	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの